

議案第125号

芽室町企業誘致条例中一部改正の件

芽室町企業誘致条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 売

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例

芽室町企業誘致条例（平成12年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対し奨励金の交付、助成金の交付又は融資のあっせん」を「、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号 以下「法」という。）に基づき計画的な取組を行う者に対し優遇措置」に改める。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）課税の免除 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、課税をしないことをいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）特定事業用施設 法第13条に規定する、地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であって、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設の用に供する家屋又は構築物若しくはこれらの敷地である土地をいう。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とする。

第11条第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条に後段として次のように加える。

また、課税の免除決定を取り消し、又は当該固定資産税の納付を命ずることができる。

第9条を第13条とする。

第8条各号列記以外の部分中「交付」の次に「並びに課税の免除」を加え、同条第1号中「前条」を「第8条」に改め、同条を第12条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

（課税の免除の対象）

第9条 課税の免除の対象は、特定事業用施設とする。

(課税の免除の範囲)

第10条 課税の免除を行う税は、前条に定める特定事業用施設に対して課すべき固定資産税（当該事業用施設の取得の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合にあっては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税に限る。）とする。

(課税の免除の申請及び決定)

第11条 課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ免除の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

第6条第2項中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項中「第3条」を「第4条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第4条第1項に該当する特定事業用施設の奨励金の交付期間は、課税の免除を受けることができなくなった年度から起算して2年とする。ただし、町長が別に定める食料品製造業の工場等（主に十勝の農産物、畜産物、水産物を使用するものに限る。）については、課税の免除を受けることができなくなった年度から起算して7年とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(優遇支援措置)

第3条 この条例による優遇支援措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 立地に伴う奨励金の交付
- (2) 課税の免除
- (3) 雇用増に伴う助成金の交付
- (4) 融資のあっせん

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例の規定によ

り決定を受けている者の当該決定にかかる措置については、なお従前の例による。

説明

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画的な取組を行う事業者に対し、優遇支援策の適用を可能とするために、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、芽室町における産業の振興を促進するため、芽室東工業団地内に誘致する企業で、工場等を新設又は増設する者、 <u>並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u> （平成19年法律第40号 以下「法」という。）に基づき計画的な取組を行う者に対し優遇措置を行い、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。	第1条 この条例は、芽室町における産業の振興を促進するため、芽室東工業団地内に誘致する企業で、工場等を新設又は増設する者に対し奨励金の交付、助成金の交付又は融資のあっせんを行い、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 一略一	(1) 一略一
(2) <u>特定事業用施設 法第13条に規定する、地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であって、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設の用に供する家屋又は構築物若しくはこれらの敷地である土地をいう。</u>	
(3) 一略一	(2) 一略一

改正案	現 行
(4) 一略一	
(5) 一略一	
(6) <u>課税の免除 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、課税をしないことをいう。</u>	
(7) 一略一	
(優遇支援措置)	
第3条 この条例による優遇支援措置の種類は、次のとおりとする。	
(1) <u>立地に伴う奨励金の交付</u>	
(2) <u>課税の免除</u>	
(3) <u>雇用増に伴う助成金の交付</u>	
(4) <u>融資のあっせん</u>	
(交付対象者)	
第4条 一略一	
2・3 一略一	
(交付額の算定)	
(交付対象者)	
第3条 一略一	
2・3 一略一	
(交付額の算定)	

改正案	現 行
<p><u>第5条</u> 一略一 2・3 一略一 (交付の期間)</p>	<p><u>第4条</u> 一略一 2・3 一略一 (交付の期間)</p>
<p><u>第6条</u> 一略一</p> <p>2 <u>第4条第1項に該当する特定事業用施設の奨励金の交付期間は、課税の免除を受けることができなくなった年度から起算して2年とする。ただし、町長が別に定める食料品製造業の工場等(主に十勝の農産物、畜産物、水産物を使用するものに限る。)については、課税の免除を受けることができなくなった年度から起算して7年とする。</u></p>	<p><u>第5条</u> 一略一</p>
<p>3 助成金の交付期間は、<u>第4条第3項により雇用増が確認された当該年度1年間とする。</u> (交付の時期)</p>	<p>2 助成金の交付期間は、<u>第3条第3項により雇用増が確認された当該年度1年間とする。</u> (交付の時期)</p>
<p><u>第7条</u> 一略一</p> <p>2 助成金は、<u>第4条第3項により雇用増が確認されたその年度内に交付する。</u> (交付の申請及び決定)</p>	<p><u>第6条</u> 一略一</p> <p>2 助成金は、<u>第3条第3項により雇用増が確認されたその年度内に交付する。</u> (交付の申請及び決定)</p>
<p><u>第8条</u> 一略一</p>	<p><u>第7条</u> 一略一</p>

改正案	現 行
<p>2 一略—</p> <p>(課税の免除の対象)</p> <p><u>第9条 課税の免除の対象は、特定事業用施設とする。</u></p> <p>(課税の免除の範囲)</p> <p><u>第10条 課税の免除を行う税は、前条に定める特定事業用施設に対して課すべき固定資産税（当該事業用施設の取得の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合にあっては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税に限る。）とする。</u></p> <p>(課税の免除の申請及び決定)</p> <p><u>第11条 課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ免除の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(変更手続)</p> <p><u>第12条 奨励金及び助成金の交付並びに課税の免除を受けようとする者は、その工場等が次の各号のいずれかに該当するに至ったと</u></p>	<p>2 一略—</p> <p>(変更手続)</p> <p><u>第8条 奨励金及び助成金の交付を受けようとする者は、その工場等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定め</u></p>

改正案	現 行
<p>きは、規則で定めるところにより届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>第8条に定める申請書（法人にあっては法人登記簿を含む。）の記載事項に変更が生じたとき。</u></p> <p>(2)・(3) 一略一 (取消し等)</p>	<p>るところにより届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>前条に定める申請書（法人にあっては法人登記簿を含む。）の記載事項に変更が生じたとき。</u></p> <p>(2)・(3) 一略一 (取消し等)</p>
<p><u>第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金又は助成金の交付決定を取り消し、又は交付額の全部若しくは一部を返還をさせることができる。<u>また、課税の免除決定を取り消し、又は当該固定資産税の納付を命ずることができる。</u></u></p> <p>(1)～(3) 一略一 (融資のあっせん)</p>	<p><u>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金又は助成金の交付決定を取り消し、又は交付額の全部若しくは一部を返還をさせることができる。</u></p> <p>(1)～(3) 一略一 (融資のあっせん)</p>
<p><u>第14条 一略一</u></p> <p>2 一略一 (融資あっせんの対象者)</p>	<p><u>第10条 一略一</u></p> <p>2 一略一 (融資あっせんの対象者)</p>
<p><u>第15条 融資あっせんの対象者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第4条第1項第1号及び第3号のいずれにも該当する者</u></p> <p>(2) 一略一</p>	<p><u>第11条 融資あっせんの対象者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項第1号及び第3号のいずれにも該当する者</u></p> <p>(2) 一略一</p>

改正案	現 行
(融資の申込み)	(融資の申込み)
<u>第16条</u> 一略一 2 一略一	<u>第12条</u> 一略一 2 一略一
(委任)	(委任)
<u>第17条</u> 一略一	<u>第13条</u> 一略一
<u>附 則</u>	
<u>(施行期日)</u>	
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	
<u>(経過措置)</u>	
2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茅室町企業誘	
致条例の規定により決定を受けている者の当該決定にかかる措置	
については、なお従前の例による。	